県立北部病院附属 伊平屋診療所施設等新築工事

	電気設備図面								
図面番号	図面名称	縮尺	図面番号	図面名称	縮尺				
E-01	特記仕様書(電気設備) — 1		E-09	1 階弱電設備平面図(診療所)	A1=1/50 A3=1/100				
E-02	特記仕様書(電気設備)-2		E-10	誘導灯・非常照明設備平面図(診療所)	A1=1/50 A3=1/100				
E-03	特記仕様書(電気設備)-3		E-11	機器参考図、盤結線図(医師住宅)					
E-04	幹線・屋根伏せ図	A1=1/100 A3=1/200	E-12	電灯・弱電・コンセント設備図 (医師住宅)	A1=1/50 A3=1/100				
E-05	機器参考図(診療所)								
E-06	分電盤結線図(診療所)								
E-07	1 階電灯設備平面図(診療所)	A1=1/50 A3=1/100							
E-08	1階コンセント設備平面図(診療所)	A1=1/50 A3=1/100							

令和6年度沖縄県病院事業局経営課

I	事名称	県立北部病 伊平		所施設	等新築.	工事	工事	年度		令和6年度		
I	事場所	沖縄県伊平	屋村我	喜屋28	3-2 他2	2筆	図面名称			電気設備図面目録		
発注	主機関	沖縄県病院	事業局	経営記	果		縮尺			NO SCALE		
適	要						図面番号			E-00		
		管理建築士	設	計	製	図		名	称	株式会社 ワールド設計		
検	印						設計	資格者	氏名	1級建築士 金城 昌樹		
快	Eli						者	登録	番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号		
								所右	E 地	那覇市古島1丁目15番地5、1F		

建築工事特記仕様書【電気設備工事編】 沖縄県土木建築部

1 工事概要

令和6年7月 改定版

(1)工事名: 県立北部病院附属伊平屋診療所施設等新築工事

(2)工事場所 : 沖縄県伊平屋村我喜屋283-2 他2筆

(3)建物概要

建築物の名称	構造及び階数	延べ面積 (m2)	用途区分 消防法施行令別表第一
診療所	WRC造平屋建て	181.01	(6)項 イ
医師住宅	WRC造平屋建て	93.95	住宅
計		274.96	

(注:延べ面積は建築基準法による表記)

工事到口		建物別及び屋外			
工事科目	診療所	医師住宅	屋外		
電灯設備					
動力設備					
電熱設備					
■ 雷保護設備					
 受変電設備					
電力貯蔵設備					
 発電設備					
構内情報通信網設備					
構内交換設備					
情報表示設備					
映像・音響設備					
拡声設備					
誘導支援設備					
テレビ共同受信設備					
監視カメラ設備					
駐車場管制設備					
防犯・入退室管理設備					
火災報知設備					
中央監視制御設備					
構内配電線路					
構内通信線路					
テレビ電波障害防除設備					
発生材処理					
撤去工 事					
軽微な機械設備工事					
軽微な建築工事					

2 本工事の設計時期

本工事の設計書は、令和6年11月時点での沖縄県土木建築部建築工事積算基準及び公共工事設計労務単価等に 基づいて作成している。

3 電気設備工事仕様

(1)標準仕様書等

- ア 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定の「公共建築 工事標準仕様書(電気設備工事編)」(令和4年版)(以下「標準仕様書」という。)
- イ 本工事に建築工事を含む場合、建築工事は「公共建築工事標準仕様書(建築工事編)」(令和4年版)及び「公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)」(令和4年版)による。

(2)特記仕様

- ア 項目の番号に 印が付いた特記事項を適用する。
- イ 特記事項のうち選択する事項は「・」又は「 」に 印が付いたものを適用する。ただし、 印のな い場合は「 」を適用する。「・」と「 」の両方に 印がある場合は、ともに適用する。
- ウ 項目に記載の(. .)内の表示番号は標準仕様書の当該項目を参考まで示している。

4 その他

(1)公共事業労務費調査に対する協力

ア 本工事が公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。

- イ 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して行う調査・指導の対象になった場合は、その実施に協力 しなければならない。また、本工事の完成後においても同様とする。
- ウ 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、労働基準法等に 従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より雇用している現場労働者の賃 金時間管理を適切に行っておかなければならない。
- エ 本工事の一部について下請契約を締結する場合には、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請人を含む。)がアからウまでと同様の義務を負う旨を定めなければならない。

(2)暴力団員等による不当介入の排除対策

受注者は、当該工事の施工に当たって「沖縄県土木建築部発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書」(平成19年7月24日)に基づき、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、違反したことが判明した場合は、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。

- ア 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告すると ともに、所轄の警察署に被害の届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- イ 暴力団員等から不当要求による被害又は工事妨害を受けた場合は、速やかに監督員に報告するととも に、所轄の警察署に被害の届出を行うこと。
- ウ 暴力団員等に対する排除対策を講じたにもかかわらず、工事に遅れが生じるおそれがある場合は、速 やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

(3)ウィークリースタンスの実施

工事現場環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の3.取組内容について、業務着手時の打合は時に確認、調整し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受発注者で共有すること。

当該要領については、沖縄県技術・建設業課のホームページ(下記アドレス)を参照すること。 https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/gijiken/kankeitosyo.html

(4)工事監理業務への協力等

- ア 本工事の工事監理業務(建築工事監理業務委託契約に基づき、建築士法第2条第8項並びに同法第18条 第3項に掲げる工事監理を行う業務をいう。以下同じ。)は、別途委託契約を締結することとしており、 本工事の現場代理人等は、当該工事監理業務の履行に協力すること。
- イ 工事監理業務の受注者が配置した管理技術者、主任担当技術者並びに担当技術者(以下「管理技術者等」という。)の氏名等は発注者から通知する。なお管理技術者等は本工事に関する指示・承諾・協議の権限は有しない。
- ウ 設計図書において監督員に提出することとなっている書類は、原則として管理技術者等に提出するこ と。
- エ 建設業法第23条の2の規程に基づく工事監理に対する報告の書類は、監督員に提出すること。
- (5)本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

(6)県産資材の優先使用

本工事に使用する資材等のうち、沖縄県内で生産、製造され、かつ、規格、品質、価格等が適正である場合はこれを優先して使用するよう努めなければならない。なお、主要建設資材の使用状況を「県産建設資材使用状況報告書」にて報告すること。

(7)下請業者の県内企業優先活用

受注者は、下請契約の相手方を県内企業(主たる営業所を沖縄県内に有する者。)から選定するように努めなければならない。

(8)不発弾等発見時の処理について

本工事において、不発弾等が発見された場合には、警察署(交番、駐在所)に報告すると共に、監督員を 通して関連市町村(防災主管課)、沖縄県知事公室防災危機管理課及び沖縄県土木建築部技術・建設業課に 報告すること。また、発見された不発弾等については、警察署または自衛隊より指示等があるまでは、触れ ずにそのままの状態で保存すること。

なお、これについては、下請業者へも周知すること。

(9)ダンプトラック等による過積載等の防止について

- ア 工事用資機材等の積載超過のないようにするとともに交通安全管理を十分に行うこと。
- イ 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- ウ 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- エ さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることのないようにすること。
- オ 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下「法」という。 の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進する こと。
- カ 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- キ アからカのことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

(10)不正軽油の使用の禁止等について

- ア 受注者は、工事の施工に当たり、工事現場で使用し、若しくは使用させる車両(資機材等の搬出入車両を含む。)又は建設機械等の燃料として、不正軽油(地方税法第144条の32の規定に違反する燃料をいう。)を使用し、又は使用させてはならない。
- イ 受注者は、県の税務当局が実施する使用燃料の抜取調査に協力しなければならない。

(11)設計図書における資材等の取扱いについて

- ア 本工事の設計図書及び参考図に示す資材等については、特定企業の製品又は工法を指定するものではない。
- イ 本工事で使用する資材等については、設計図書及び参考図のとおりの品質規格・仕様等で積算しており、その品質規格・仕様等と同等品以上の資材を使用すること。なお、使用にあたっては監督職員の承 諾を得るものとする。
- ウ 「参考図」は建設工事請負契約約款第1条に定める設計図書ではなく、発注者の積算の透明性を確保 し入札者の積算、工事費内訳書作成の効率化を図ることを目的に「参考資料」として提示するものである。

(12)ガイドライン等の遵守について

設計変更等については、契約書18条から24条に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「工事請負契約における設計変更ガイドライン(営繕工事編)」(沖縄県土木建築部)によるものとする。

(13) 本工事の予定価格に占める法定福利費概算額について

ア 受注者は、契約締結後15日以内に、監督員を経由して請負代金内訳書を提出し、請負代金内訳書には、工事現場に従事する現場労働者に係る社会保険料(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険をいう。) の内の事業主が納付義務を負う保険料(以降「法定福利費」という。)を明示すること。

また、明示する法定福利費の算出に当たっては、各専門工事業団体が作成した標準見積書に沿って作成された法定福利費を内訳明示した下請企業の見積りの活用等の方法により適正に見積もることが必要であり、「法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順」に準拠する等により適切に算出すること。

イ 発注者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費と予定価格に占める法定福 利費概算額について確認を行い、「一定以上の乖離がある場合」は、受注者に対して説明を求め、場合 によっては、建設業法第19条の3に違反するおそれがないか確認します。

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(国土交通省HP)】

https://www.mlit.go.jp/common/001090440.pdf

【法定福利費を内訳明示した見積書の作成手順(簡易版)(国土交通省HP)】

https://www.mlit.go.jp/common/001203247.pdf

【各団体が作成した標準見積書(国土交通省HP)】

ホーム>政策・仕事>土地・建設産業>建設産業・不動産業>各団体が作成した標準見積書 https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000082.html

事	名称	, 県立北部病院附属 伊平屋診療所施設等新築工事					年度		令和6年度		
事	場所	所 沖縄県伊平屋村我喜屋283-2 他2筆			図面	i名称	4	寺記仕様書(電気設備) - 1			
注	機関	沖縄県病院	具病院事業局 経営課			縮	尺		NO SCALE		
<u>ā</u>	要						図面	番号		E-01	
		管理建築士	設	計	製	図		名	称	株式会社 ワールド設計	
۸.	rn						設	设置格者氏名		1 級建築士 金城 昌樹	
9	印						計	日球笛写		沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
							者	所在	E地	那覇市古島1丁目15番地5、1F	

項目	特記事項	項目	特記事項	項目
		10 施工管理体制	(1)工事請負代金額が4,000万円以上(建築一式工事の場合8,000万円以上)の工事	16 発生材の処理等 適切、安全な工事の実施のため、必要に応じ事前に施工調査を行う。(建物や周辺の
		(1.3.1)	については、主任技術者又は監理技術者を現場ごとに専任で配置する。なお、専	(1.3.9) 状況等調査、残存物品調査、PCB、アスベスト等有害物質調査など)
	工事実績情報の登録を行う。ただし、請負代金額が500万円未満の工事については、		任を要しない期間は、次のとおりとする。 ア 現場施工に着手するまでの期間	(1)マニフェストシステムを採用し、適正な収集、運搬及び処分を行う。 発生材の種類及び処理方法
・ 工事 天瀬 情報の ・ 登録	工事実績情報の登録を行う。たたり、請負代金額が500万円不過の工事にういては、 登録を要しない。		・請負契約の締結の日の翌日から令和年月日までの期間については、主	引渡しを要するもの ・
(1.1.4)			任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。	特別管理産業廃棄物・有(図示) 現場調査を行う
2 適用図書等	公共建築工事標準仕様書(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)		請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資	再利用を図るもの ・ 有(図示)
(1.1.6)	公共建築改修工事標準仕樣書(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)		機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術	(2)本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄
	公共建築設備工事標準図(令和4年版)(国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課		者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手す	物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので、適正
	監修)		る日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。	に処理すること。
	営繕工事写真撮影要領(令和3年版) (建築、電気設備、機械設備)工事監理指針(令和4年版)(国土交通省大臣官房官		イ 検査終了後の期間 工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除	(3)建設リサイクルの推進について 受注者は、該当する建設資材がある場合、工事着手前に「建設副産物情報交換
	方 (建架、电对政備、 1機械政備		く)、事務手続、後片付け等のみが残っている契約校期中の期間については、	システム」(以下、「COBRIS」(コブリス)という。)により作成した、「再生資源
	建築材料・設備機材等品質性能評価事業 (建築材料等・設備機材等)評価名簿		主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。	利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を監督職員に提出しなければなら
	(令和6年版)(一般社団法人公共建築協会)		(2) 主任技術者及び監理技術者の雇用関係について	ない。
			ア 建設業法第26条の規定により、工事現場に専任で配置する主任技術者又は監	また、受注者は、その計画書に従い建設廃棄物が適切に処理されたことを確認
			理技術者は、受注者と入札執行日以前に3か月以上の雇用関係が成立していな	し,工事完成時に「COBRIS」により作成した、「再資源化報告書」、「再生資源
	■(1)関連工事との取り合いは、別表・1による。ただし、図示されたものを除く。 (2)他工事の施工に工院を含むされいように、施工に必要な位置、さは、数量等を		ければならない。	利用実施書」、「再生資源利用促進実施書」を監督職員に提出しなければならな
(1.1.7)	(2)他工事の施工に支障をきたさないように、施工に必要な位置、寸法、数量等を 連ねかに明示し、円滑な施工に協力すること		イ 受注者は、着手届と共に工事現場に専任で配置する主任技術者又は監理技術	い。
	速やかに明示し、円滑な施工に協力すること。		者の雇用関係を証明する書類(健康保険被保険者証等の写し)を提出しなければならない。	(4)本工事で発生する建設廃棄物を現場外に搬出する場合、以下のいずれかとする。 ただし、島内、もしくは建設発生木材(伐採木を含む)・建設汚泥については工事現
 4 工事の一時中止	工事の一時中止に係る計画の作成		10.00 2.00 to	場から50km以内に以下の施設がない場合は、この限りではない。
に係る事項	(1)工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間中における工事現場の管理に	11 主任技術者等の	(1)主任技術者及び監理技術者の資格については、入札公告、現場説明資料等によ	搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材を製造している再資源化施
(1.1.9)	関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるも	資格	る。なお、入札公告、現場説明資料等で示されていない場合、主任技術者の資格	設へ搬出
	のとする。		は、以下による。	搬出した廃棄物の種類を原材料とするゆいくる材の製造を行っていないが、
	なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労務者		資格の区分 1	そこで再資源化された後にゆいくる材製造業者へ出荷している施設へ搬出
	数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること、中止に伴う工事現場の体制の線がよ再盟に関することを発展します。		次のイ又は口に掲げるもの	(5)本工事における再資源化に要する費用(運搬費を含む処分費)は、前に掲げる
	制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明 らかにする。		イ 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち、1級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者	施設のうち、受入条件の合う中から運搬費と処分費(平日受入費用)の合計が最 も経済的になるものを見込んでいる。したがって、正当な理由がある場合を除き
	(2)工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。		ロ 技術士法(昭和58年法律第25号)による第二次試験のうち、技術部門を電気	、再資源化に要する費用の変更は行わない。
			・電子部門又は建設部門に合格した者	(6)アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水及び粉体の取扱基準について
5 工事の余裕期間	(1)本工事は余裕期間として【 日間】を設定した工事である。なお、余裕期		・資格の区分 2	ア 舗装切断作業に伴い、切断機械から発生する濁水及び粉体(以下、「廃棄物」
	間の設定にかかる積算上の割増は考慮していない。		次のイ又は口に掲げるもの	という。)については、廃棄物吸引機能を有する切断機械等により回収するも
	(2) CORINS登録については、実工期期間にて技術者の従事期間の登録を行うこと。		イ 技術検定のうち、1級又は2級の電気工事施工管理の検定種目に合格した者	のとする。回収された廃棄物については、関係機関等と協議の上、適正に処理
	(3)余裕期間における現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置は、不要とす		ロ 資格の区分1の口に掲げる者	するものとし、必要と認められる経費については変更契約できるものとする。
	る。 (4)受注者は、契約書第3条に基づき提出する工程表は、余裕期間を記入したもの		・資格の区分3 次のイ又は口に掲げるもの	「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、 産業廃棄物の排出事業者(請負業者)が産業廃棄物の処理を委託する際、適正
	とする。		イ 建設業法第7条第2号イ又は口に定める実務経験を有する者	処理のために必要な廃棄物情報(成分性状等)を処理業者に提供することが必
	(5)受注者は、着手関係書類(工程表、請負代金内訳書を除く)について、実工期		ロ 昭和47年建設省告示第352号により、上記と同等以上の知識及び技術、技能を	要である。なお、工事に際して特別な混入物が無ければ、下記HPに掲載されて
	の始期に提出するものとする。		有すると認定された者	いる「濁水及び粉体の分析結果」を用いても差し支えない。
	(6)受注者は、余裕期間内においては資材の搬入、仮設物の設置等工事の着手を		(2)発注者へ資格を証明する資料を提出すること。	http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/kankyo/seibi/sangyo/asufaruto.html
	行ってはならない。ただし、余裕期間内に施工体制等及び建設資材の確保が図ら			なお、受注者は、廃棄物の処理に係る産業廃棄物管理票(マニフェスト)につ
	れた場合は、監督職員との協議を行い、速やかに工事着手するとともに、着手関	12 監理技術者の兼務		いて、監督職員から請求があった場合は提示しなければならない。
	係書類を提出するものとする。 (7)実工期の始期に変更が生じた場合は、全体工期の変更協議を行う。	(特例監理技術者の 配置)	監理技術者)の配置を認める。この場合の要件は、現場説明書による。 ・ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例	イ 発生する濁水(汚濁)に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する濁水の取扱基準について(通知)(平成24年3月28日付け土技第1257号)」に基づき、
	(8)受注者は、契約書第35条第1項の規定にかかわらず、実工期の始期以降でなけれ		監理技術者)の配置を認めない。	適正に処理すること。
	ば、発注者に対して前払金の支払いを請求することはできない。			ウ 発生する廃棄物に関しては「アスファルト舗装版切断に伴い発生する廃棄物
		13 施工条件	施工条件は、図示及び以下による。	の取扱いについて(通知)(平成25年1月17日付け土技第942号)」に基づき、適正
6 概成工期	図示された範囲は、令和 年 月 日までに完了すること。	(1.3.3)	(に処理すること。
(1.2.1)		14 交通安全管理	国道6路線及び県道7路線における警備業者が交通誘導警備業務を行う場合は、一	(7)撤去前に内容物(燃料、冷媒、吸収液、廃油等)の回収を要する機器、配管等
7 14 - 1 50 24	(1) 佐丁國笙の英佐佐に関わて出始が特別に関った中央は、2005年の五人の	(1.3.6)	級又は二級検定合格警備員を配置すること。(平成27年4月3日沖縄県公安委員会告 〒第26号)	がある場合、撤去部に有害物質を含む材料(アスベスト、鉛、PCB等)が使用
7 施工図等 (1.2.3)	(1)施工図等の著作権に関わる当該建築物に限る使用権は、発注者へ移譲するもの とする。	 15 施工中の環境保	示第36号) (1)「低騒音型、低振動型建設機械の指定に関する規程」(平成9年7月31日建設	されている場合は、監督員と協議し、関係法令により適切に処置する。
(1.2.3)	(2)受注者は施工に先立ち各工事間の施工計画を調整、検討するため、各室の平面	15 施工中の環境保 全等	(1) 1 (1)	
	図、展開図、天井伏図(各1/50程度)及び必要な部位の断面図を作成の上、監督	(1.3.8)	設機械を使用する。	
	員に各工事の必要な内容を記載した総合図を提出し確認を 受ける。ただし、監	, , ,	(2)本工事において以下に示す建設機械を使用する場合は原則として「排出ガス対	
	督員より総合図の作成を要しない旨の指示がある場合はこの限りでない。		策型建設機械指定要領(平成3年10月8日付け建設省経機発第249号、最終改正	
	(3)施工計画書及び主要機材の製作図並びに施工図は監督員の指示する時期に提出		平成22年3月18日付け国総施設第291号)」に基づき指定された排出ガス対策型	
	する。ただし、監督員の指示がない場合は、原則として施工計画書は契約後30日		建設機械を使用するものとする。	
	以内、製作図及び施工図は工事着工前までに提出し承諾を受ける。		一般工事用建設機械(ディーゼルエンジン出力7.5~260kW)	
 8 工事の記録	沖縄県土木建築部工事関係標準様式を用いる。		ア バックホウ イ 車輪式トラクタショベル	工事名称 伊平屋診療所施設等新築工事 工事中度 マ和り中度 フェルル・ステルル・ステルル・ステルル・ステルル・ステルル・ステルル・ステルル・ス
(1.2.4)	╯╷╵┉┖╯∖╮┸┸╵╲╾ ╱ ┰┎┦┸╶ ┇ ╵╳┤╟┤┰┈┼┦ӂ┸ѶСЛТ╹╹╏╸		ウーブルドーザ	工事場所 沖縄県伊平屋村我喜屋283-2 他2筆 図面名称 特記仕様書(電気設備) - 2
			エの発動発電機	一
9 設計図CADデータ	本工事では発注者から受注者に対し設計図CADデータを貸与する。なお、貸与され		オー空気圧縮機	適 要 図面番号 E-02
の貸与	たCADデータを本工事における施工図又は完成図の作成のため以外に使用してはなら		カ 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの)	管理建築士 設 計 製 図 名 称 株式会社 ワールド設計
	ない。		キローラ類	
İ		i I	ク ホイールクレーン	

項目	特記事項	項目	特記事項	
17 工事の保険等	(1)次の工事関係保険に加入すること。なお保険の加入期間は、原則として工事着工		工事完成図書は、電子媒体で(正)1部提出する。	29 塗装工事
	日から工事完成期日後14日以上とする。		「要領」で特に記載が無い項目については、監督職員と協議の上、電子化の	(2.7.1)
	火災保険 組立保険		ファイルフォーマットを決定する。なお、「紙」による提出物は、監督職員と協 議の上、決定すること。	30 機材
	請負業者賠償責任保険		(4)受注者は完成通知書の添付書類として、以下の書類及び電子データを監督員に	30 1821PJ
	・建設工事保険		提出しなければならない。	
	・労働災害総合保険		アーゆいくる材利用状況報告書	31 施工
	 (2)建設労災補償共済又はこれに準ずる共済、保険に加入し、契約後一か月以内に加し		イ ゆいくる材出荷量証明書 (5)建築物等の利用に関する説明書について	
	入を証明するための書類を発注者に提出する。		・「建築物等の利用に関する説明書」を作成する。作成の手引き(国土交通省ホ	32 耐震施工
	(3)建設業退職金共済制度に加入し、次の項目を遵守すること。		ームページに掲載)を参考にして、記載事項は監督員との協議により決定する。	
	ア 掛金収納書を契約後原則一ヶ月以内(電子申請方式による場合にあっては契約		(6)受注者は、監督員より「長期保全計画書」の作成の指示があった場合、これを 作ばし 監督員に担当しなければなるない。 なお、この記事書の中窓等は監督員に	
	後原則40日以内)に発注者に提出する。 イ 当該建設現場に「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を掲示する。		作成し監督員に提出しなければならない。なお、この計画書の内容等は監督員と の協議により決定する。	
	ウ 未加入下請事業者に対する加入を指導する。			
	エ 工事完成後、速やかに掛金充当実績総括表を作成し、検査職員に提示しなけれ	23 情報共有システム		33 磁気探査
	ばならない。 	の使用	(1)現場事務所等に情報共有システムが使用可能な以下に示す程度のインターネット環境を整えること。なお、現場条件等により当該整備が不可能な場合は、監督	
18 ゆいくる材につ	(1)ゆいくる材の利用		員と協議すること。	34 その他
いて	ア 本工事で使用するリサイクル資材は、特定建設資材廃棄物を原材料とするゆい		【インターネット環境】:ブロードバンド回線	
	くる材に限り、原則「ゆいくる材」とする。それ以外を原材料とするゆいくる材		【パソコンOS】 : Microsoft Windows 8.1/10	
	は率先して使用することとする。 イ ゆいくる材がない離島等での工事の場合は、ゆいくる材以外の再生資材を使用		【推奨ブラウザ】 : Microsoft Edge 情報共有システムとは、工事期間中において受発注者間でインターネットを介	
	できる。この場合においても受注者は、「ゆいくる材品質管理要領」に準じて品		して協議簿、図面等の各種データのやり取りを行い、情報共有サーバーを用いて	
	質管理を実施しなければならない。		それらのデータを共有・交換するものである。	
	ウ ゆいくる材の在庫がない等により使用することができない場合は、新材を使用		(2) 受注者は、沖縄県CALSシステムの利用にあっては沖縄県とCALS運営会社で定めた	
	する。 (2)ゆいくる材の品質管理		使用許諾料を沖縄県CALSシステムを運営している者に支払うこと。 (3)沖縄県CALSシステムの使用許諾料を支払ったときは、速やかに監督員に支払い	
	ア 受注者は、ゆいくる材の品質管理にあたっては、標準仕様書等のほかに「ゆい		の事実を報告し、確認を受けること(支払いの事実を証明する書類(銀行振り込	
	くる材品質管理要領」に基づいて実施しなければならない。		みの写し等)を提出)。	
	イ 受注者は、工事請負代金額が500万円以上でゆいくる材を使用する場合、着手	24 隊落集山上田翌月		叫事 1 / 開油工
	後に一般財団法人沖縄県建設技術センターあてに「ゆいくる材品質管理依頼」を 行い、必要書類の交付を受けなければならない。	24 墜落制止用器具	墜落制止用器具は、フルハーネス型とする。ただし、墜落時に着用者が地面に到達する るおそれのある場合は、胴ベルト型の使用を認めるものとする。また、墜落制止用器	別表 - 1 (関連]
	ウ 受注者は、路盤材のサンプル送付試験の試料採取や現場への資材初回搬入時と		具の安全な使用に関するガイドライン(平成30年6月22日付け基発0622第2号)を遵守	
	敷き均し転圧完了後に行う現場簡易試験を監督員等の立会のもと実施しなければ		すること。	機器の基礎
	ならない。 エ 受注者は、路盤材の現場簡易試験が終了した後、速やかに監督員等に試験結果	 25 「労務費見積り	・本工事は、「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事の対象工事である。	
	エ 支圧省は、暗盤物の境場間の試験が終了した後、速でがに監督負等に試験結果 を報告しなければならない。	尊重宣言」促進	実施については、「沖縄県「労務費見積り尊重宣言」促進モデル工事試行要領(案)	貫通スリーブ
		モデル工事	」及び「「労務費見積り尊重宣言」実施要領」(2018.12.21 日本建設業連合会)等を	(はり、床、壁
19 機材の品質等	工事に使用する機材の品質等は図示(機器仕様書等)又はこれらと同等のものとす		参照し実施するものとする。	箱入れ
(1.4.2)	る。(製品番号等は参考であり限定しない。) 使用する機材はあらかじめ監督員の承諾を受ける。	26 建設キャリアア	・ 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)の対象工事で	(はり、床、壁
	使用する機材が「建築資材・設備機材等品質性能評価事業」(一般社団法人公共建	ップシステム	あり、受注後に「沖縄県 建設キャリアアップシステム (CCUS) 活用工事試行要領」	天井、壁の切り:
	築協会)による場合は、評価書の写しを監督員に提出する。	(CCUS)活用に	によりCCUSを活用するか発注者と協議するものとする。 実施については、「沖縄県	開口部補強
		ついて	建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」、及び「建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事試行要領」、及び「建設キャリアアップシステム現場第四人の財団は、建設業に関其令と答案を紹り実施す	インサート 換気扇の取付格
 20 化学物質の濃度	(1)測定時期、測定対象化学物質、測定方法、測定対象室、測定箇所数等。		プシステム現場運用マニュアル」(一般財団法人建設業振興基金)等を参照し実施するものとする。	
測定	測定対象室 測定箇所数 備考			
(1.5.7)		27 仮設工事	本工事で必要な動力用水光熱費等の費用は、受注者の負担とする。	電気配管配線
		(2.1.1)	監督員事務所を本工事で(設置しない ・設置する(・構内 ・構外 ・既存建 物内一部使用))	
			物内一部使用))。 監督員事務所に設置する備品等の種類及び数量は以下のとおりとする。	
	ない。		設置する備品等の種類 数量 設置する備品等の種類 数量	白 新生生 佐田
0.4 14.15-14				自動制御
21 技術検査 (1.6.2)	中間技術検査を行う。実施回数及び実施する段階は以下による。 (・足場の組立、解体又は変更の作業を行う場合は、「手すり先行工法による足場の	浄化槽
()			組立て等に関する基準」の2の(2)手すり据置方式又は(3)手すり先行専用	建具類駆動装置
			足場方式により行うこと。	
	(1)本工事の完成時の提出図書は、「営繕工事における工事関係図書等に関する効	00 土工事	Z⇒≒ルジル → の / ハナヤー トラ	自動閉鎖装置
(1.7.1)	率化実施要領(案)」による。 (2)本工事は電子納品対象工事とする。 電子納品とは、調査、設計、工事などの	28 土工事 (2.2.1)	建設発生土の処分は次による。 構内敷ならし・・構内たい積	旧級は技続る
	各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。ここでいう電子データ	(2.2.1)	・ 構外搬出適切処理	
	とは、各種電子納品要領・基準等(以下、「要領」)に示されたファイルフォ		搬出先名称()	
	ーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名又は押 印の取り扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。		搬出先所在地()	
	(3)工事完成図書は、「要領」に基づいた電子データとなっているか(一財)沖縄		連放起離() () () () () () () () () ()	
	県建設技術センターにて確認を受け、「電子納品確認登録証」の発行を受けるこ			
	こ。			

回主 1/関連工事との取り合い、

る。

標準図による。

	工事内容	本工事	別途	工事
	工事内容	電気	機械	建築
	屋内設置(架台、アンカーボルトを除く)	•		
機器の基礎	屋上設置(架台、アンカーボルトを除く)	•		
	屋外設置(架台、アンカーボルトを除く)			•
	架台、アンカーボルト			•
母(ネッローデ	スリーブ			•
貫通スリーブ	補強鉄筋	•		
(はり、床、壁)	スリーブの穴埋め			•
75) to	箱入れ			•
箱入れ	補強鉄筋	•		
(はり、床、壁)	型枠の穴埋め			•
	墨出し			•
天井、壁の切り込み - -	下地組み、ボード類切り込み(埋込照明器具、スピーカー等)	•		
開口部補強	軽量鉄骨天井、壁下地	•		
インサート	インサート			•
換気扇の取付枠	換気扇の取付枠	•		
	機器付属の制御盤及び操作盤以降の配管、配線	•		
	機器付属の制御盤及び操作盤への電源供給配管、配線		•	
	天井吊り機器(空調機、空調換気扇)の本体と操作スイッチ間の配管		•	
	上記の配線	•		
電気配管配線	パッケージ型空気調和機などで屋内機と屋外機との間の配管		•	
	上記の配線	•		
	電極棒及びフロートスイッチの本体	•		
	上記の配管、配線		•	
	電気配管	•	•	
自動制御	電気配線	•	•	
	電源供給		•	
ンタイル + 曲	操作盤までの1次側電気工事		•	
净化槽	操作盤以降の2次側電気工事	•		
Z	建具類電動駆動装置の2次配線及び操作スイッチ	•		
建具類駆動装置	上記の配管			•
스 동사 티 수 사 보 모모	自動閉鎖装置取り付け箇所の切り込み及び補強	•		
自動閉鎖装置			•	

特記事項

めっき又は塗装が施された機材の塗装は図示による他、標準仕様書等、標準図によ

監督員の指示がある場合を除き、工事に使用する機材の規格、性能等は図示(機器

監督員の指示がある場合を除き、工事の施工は、図示によるほか標準仕様書等、

(1)耐震施工は下記による。ただし、設計用標準震度が図示された場合は指定され

(2)建物への配管の引込部の耐震処置及び建物のエキスパンションジョイント部の

本工事は磁気探査業務を含む。実施は「磁気探査実施要領(案)令和2年1月」

円)

・長さ1m以上の入線しない電線管には、直径1.2mm以上の被覆鉄線を挿入する。

・一般照明の照度測定を行う。照度測定を行う場所は、監督職員の指示による。

) とする。

(1)受注者が代行で行う諸官公署手続き費用等は、受注者の負担とする。

・フラッシプレートは(・樹脂製 ・ステンレス製 ・黄銅WB製 ・

仕様書等)によるほか標準仕様書等、標準図による。

た設計用標準震度を用いて耐震施工を行う。

・「建築設備耐震設計・施工指針 2014年版」

配線は、図示によるほか標準図による措置を施す。

(沖縄県土木建築部)によるものとし、位置は図示による。

・位置ボックスは(・金属製 合成樹脂製 ・

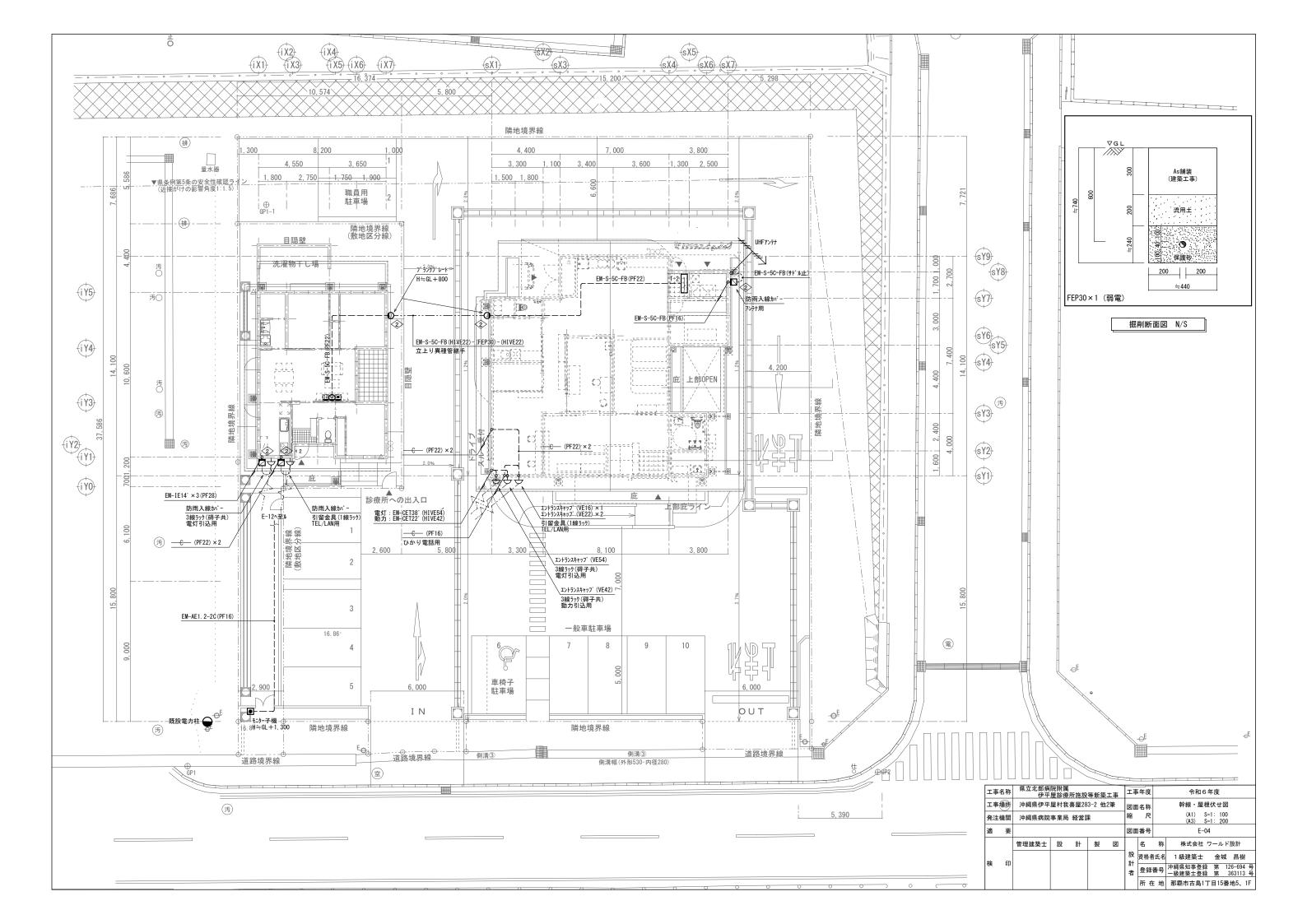
(2)以下の負担金は受注者の負担とする。

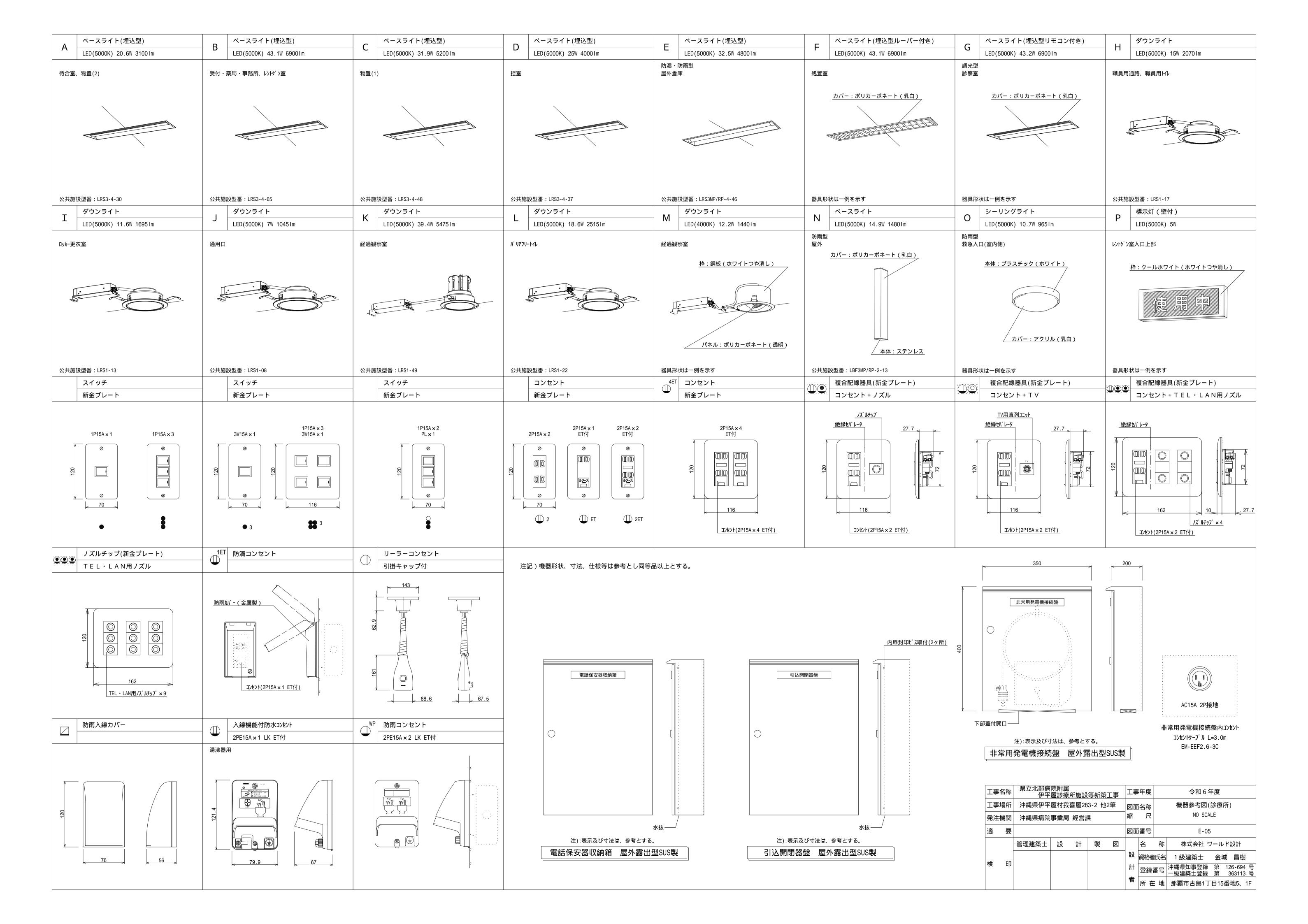
(3)図示されたものを除き、以下による。

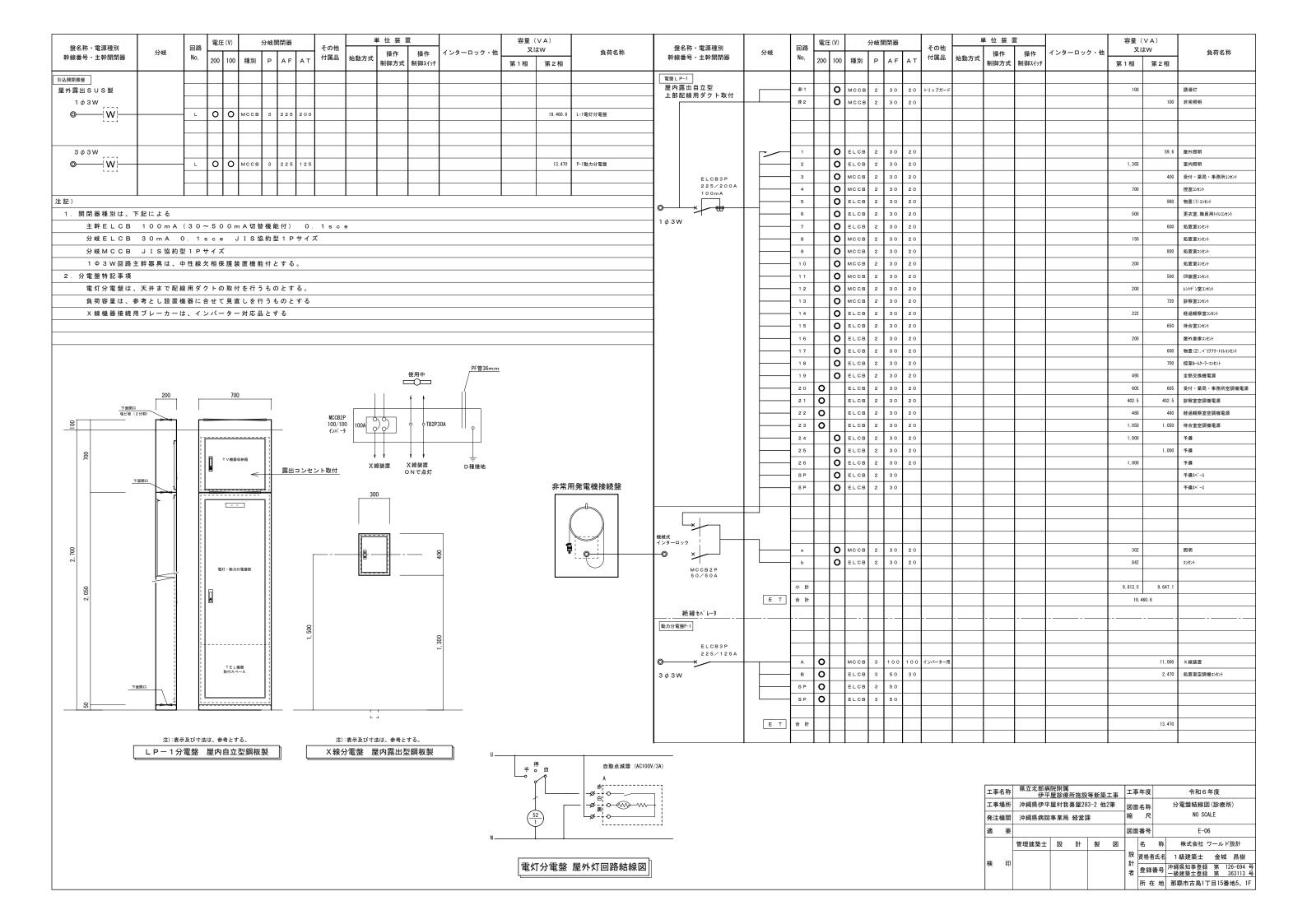
・電力引込に係る負担金(

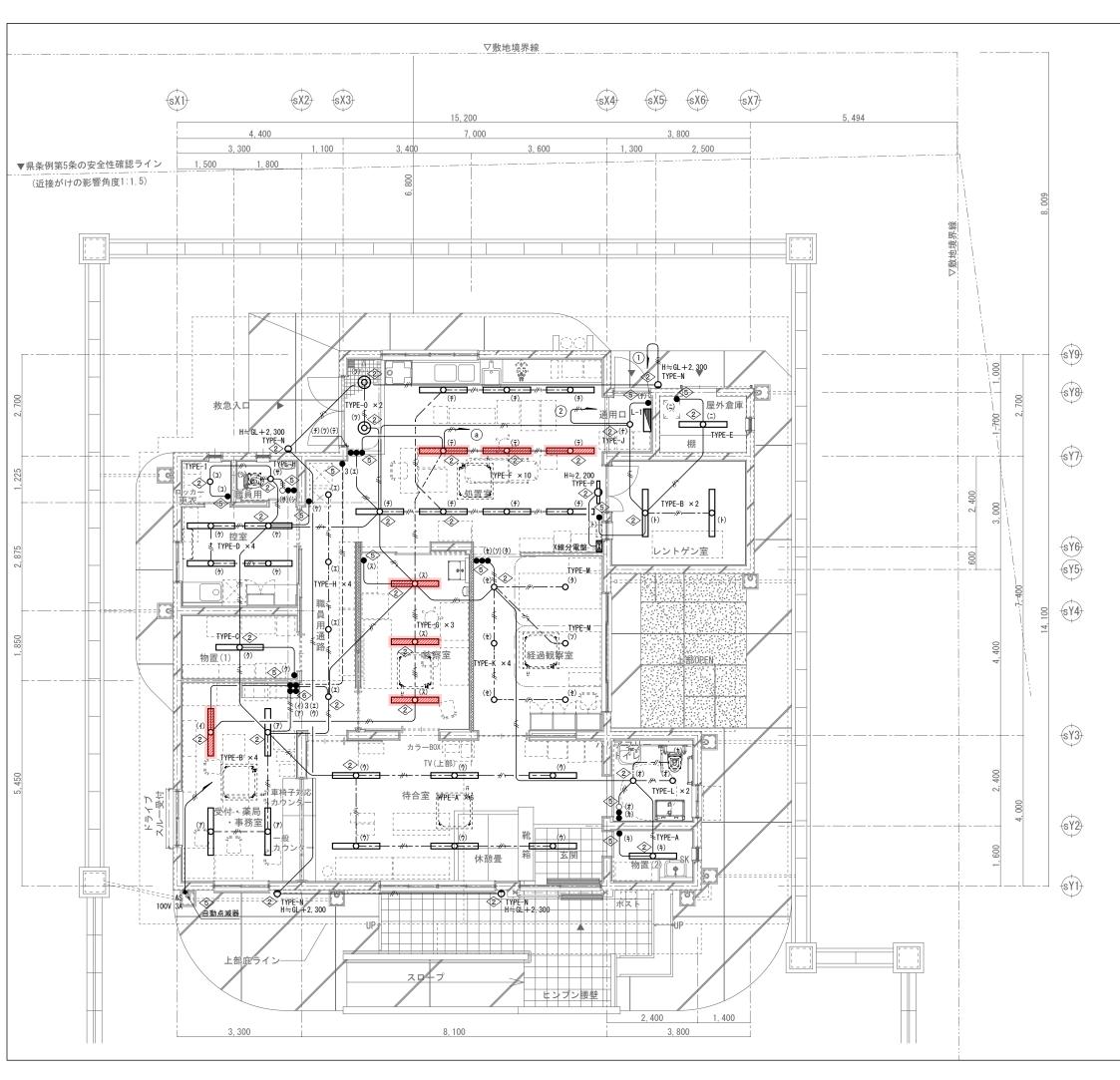
とする。

工事	名称	原 県立北部病院附属 伊平屋診療所施設等新築工事			工事	年度		令和6年度		
工事	場所	沖縄県伊平屋村我喜屋283-2 他2筆					図面	ī名称	‡	寺記仕様書(電気設備) - 3
発注	機関	沖縄県病院	事業局	経営記	果		縮	縮尺		NO SCALE
適	要					図面	番号		E-03	
		管理建築士	設	計	製	図		名	称	株式会社 ワールド設計
検	ED							資格者	氏名	1 級建築士 金城 昌樹
179	ᄓ							計登録		沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号
							者	所 在	地	那覇市古島1丁目15番地5、1F











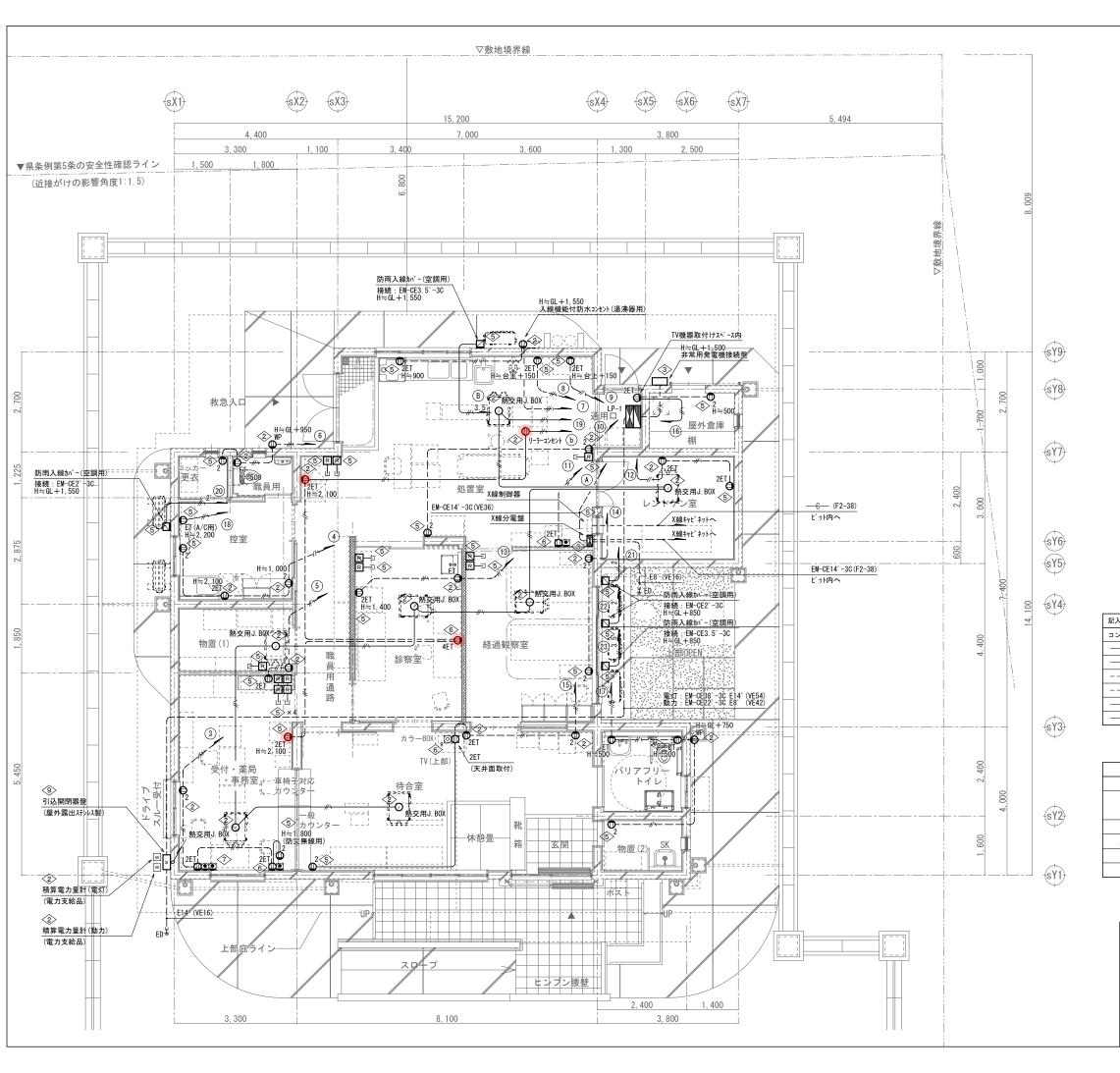
記入なき配管配線は、下記による。					
電灯設備					
	EM-IE2.0×2 E1.6	(PF16)			
	EM-IE1.6×2	(PF16)			
	EM-IE1.6×3	(PF16)			
	EM-IE1.6×4	(PF16)			
//\	EM-IE1.6×2 E1.6	(PF16)			
	EM-IE1.6×3 E1.6	(PF16)			
	EM-EEF1. 6-2C				
—//→ - — EM-EEF1. 6-3C					
#	EM-IE1.6×3	(PF16)			
##	EM-IE1.6×4	(PF16)			

			各戸位置ボ	ックス	
Νο		ボックス形式	ボックスサイズ	材 質	適用
<	בב	ノ クリートボックス	八角大深 75	プラスチック製	
②	アウ	フ トレットボックス	四角中浅 44	プラスチック製	ブラケット 配線器具
3>	アウ	7トレットボックス	四角中深 54	プラスチック製	
4>	アウ	7トレットボックス	四角大深 54	プラスチック製	
\$	ス1	′ッチボックス	1個付 (カバー付)	プラスチック製	配線器具
6 >	スイッチボックス		2個付(カバー付)	プラスチック製	配線器具
♦	ス1	′ッチボックス	3個付 (カバー付)	プラスチック製	配線器具
8>	ス1	゚ッチボックス	4個付(カバー付)	プラスチック製	
9>	ス1	゚ッチボックス	5個付(カバー付)	プラスチック製	住戸分電盤の裏ボックス
<	li) (t	ボックスNo.			
⟨N 0> −	-1 Fケーブル引出用プ		プレート	配線器具	
√N 0.> -	-2 ノズルプレート			配線器具	
⟨N 0> −	3	ブランクプレート		配線器具	

記号	名称	備考
L-1	電灯分電盤	屋内自立型鋼板製
•	自動点滅器	AC100V/3A
는 게 다 귀	換気扇	

注記) 発電機回路のスイッチは色調を変えること。(回路番号b) 発電機回路の配線器具は2000000で示す。

工事名称			工事	L事年度 令和 6 年度		令和6年度					
工事場所 沖縄県伊平屋村我			寸我喜屋283-2 他2筆			図面	名称	1 階電灯設備平面図(診療所)			
発注	機関	沖縄県病院	事業局	経営記	果		縮尺			(A1) S=1: 50 (A3) S=1: 100	
適	要				図面	番号	E-07				
			管理建築士	設	ä†	製	図		名	称	株式会社 ワールド設計
検							設計者	資格者	氏名	1級建築士 金城 昌樹	
快								登録	番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号	
								所在	E地	那覇市古島1丁目15番地5、1F	





記入なき配管配線は、下記による。						
コンセント設備						
	EM-IE2. 0 × 2	(PF16)				
	EM-IE2.0×2 E1.6	(PF16)				
	EM-IE2.0×2	(PF16)				
	EM-IE2.0×2 E1.6	(PF16)				
	EM-IE2° × 2 E2°	(PF16)				
	EM-1E3.5° × 2 E2°	(PF16)				

記号	名称	備考				
S	引込開閉器盤	屋外露出型SUS製				
LP-1	電灯動力分電盤	屋内自立型鋼板製				
W	積算電力量計	電力貸与品				
ED≐	D種接地					
R-3	空調機リモコン用ボックス	立上り (PF16)				
R-3	熱交換機リモコン用ボックス	立上り(PF16)				

注記)発電機回路のコンセントは色調を変えること。(回路番号b) 発電機回路のコンセントは⊘で示す。

工事名称			工事	工事年度 令和6年度		令和6年度					
工事	場所	沖縄県伊平屋村我喜屋283-2 他2筆					図面	名称	1階	コンセント設備平面図(診療所)	
発注機関		沖縄県病院	事業局	経営記	果		縮尺			(A1) S=1: 50 (A3) S=1: 100	
適	要				図面	番号	E-08				
	rn		管理建築士	設	計	製	図		名	称	株式会社 ワールド設計
44							設計	資格者	氏名	1級建築士 金城 昌樹	
検	印	Eli		者	登録	番号	沖縄県知事登録 第 126-694 号 一級建築士登録 第 363113 号				
								所在	E 地	那覇市古島1丁目15番地5、1F	

